

避難行動要支援者避難支援制度のご案内

～避難行動要支援者制度へのご登録・同意のお願い～

近年、大型台風や大地震などの自然災害が全国で多発しています。過去の災害では、亡くなられた方の多くが「高齢者」や「障がいのある方」でした。

災害時に自力で安全な場所に避難することが難しい方を、地域全体で守るための仕組みが「避難行動要支援者制度」です。

■対象者

本人や家族の力だけでは避難が難しい在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ①健康に不安を抱えている方で、**65歳以上**の一人暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- ②要介護認定**3以上**を受けている方で、災害発生時に同居家族から支援を受けられない方
- ③身体障害者手帳を有する方のうち、障がいの等級が**1～2級**の認定を受けている方
- ④療育手帳**○A、A**を所持する知的障がい者の方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳**1・2級**を所持する方
- ⑥難病の認定を受けている方
- ⑦本人の力で避難することが難しい妊産婦や乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人の方など



お問い合わせ

八潮市役所 社会福祉課 福祉企画係

048-996-2111（内線316・822）

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分(土日・祝日は除く)

■登録の流れ

支援者の指定

要支援者本人が、支援の中心的な役割を担う支援者を決めます。

計画書の作成

支援者と一緒に、「誰と」「どこへ」「どうやって」避難するか、避難計画を作成します。

地域での共有・
見守り

地域の支援者と情報を共有し、日頃の声かけや防災訓練に活かします。

※作成された避難計画は、町会・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など地域の支援者に共有されます。

■あらかじめ知っておいていただきたいこと



災害発生時にはあらかじめ想定したとおりのことが起こるわけではありません。災害発生時には地域の支援者も同じように被災する可能性が高いため、**「日頃から自分の身は自分で守る」**という意識を持っていただきますようお願いいたします。

■個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、厳重に管理され、避難支援以外の目的で使用されることは一切ありません。

■町会・自治会に加入しましょう

日頃から、近くに住む方たちと顔の見える関係をつくることで、普段の生活のちょっとした困りごとの解決や、事件・事故・災害など、いざという時の助け合いにつながります。いちばん身近な地域で、安全に安心して暮らすために、あなたのまちの町会・自治会に加入しましょう！

